

静岡県人事委員会は、初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1306

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-65）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	30,000
2 年 以 上 3 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	30,000
3 年 以 上 4 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	30,000
4 年 以 上 5 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	30,000
5 年 以 上 6 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	30,000
6 年 以 上 7 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	49,800	27,000
7 年 以 上 8 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	48,000	24,000
8 年 以 上 9 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	46,200	21,000
9 年 以 上 10 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	44,400	18,000
10 年 以 上 11 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	42,600	15,000
11 年 以 上 12 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	40,800	12,000
12 年 以 上 13 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	39,000	9,000
13 年 以 上 14 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	37,200	6,000
14 年 以 上 15 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	35,800	3,000
15 年 以 上 16 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	34,400	
16 年 以 上 17 年 未 満	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	33,000	
17 年 以 上 18 年 未 満	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	31,600	
18 年 以 上 19 年 未 満	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	30,200	
19 年 以 上 20 年 未 満	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	28,800	
20 年 以 上 21 年 未 満	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	27,400	
21 年 以 上 22 年 未 満	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	26,800	
22 年 以 上 23 年 未 満	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	26,200	
23 年 以 上 24 年 未 満	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	25,200	
24 年 以 上 25 年 未 満	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	24,600	
25 年 以 上 26 年 未 満	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	24,000	
26 年 以 上 27 年 未 満	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	23,400	

27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	22,800
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	22,000
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	21,700
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	21,300
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	20,700
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	19,800
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条の2関係）

期間の区分	職員の区分	
	2 項 職 員	3 項 職 員
	円	円
1 年 未 満	36,100	21,000
1 年 以 上 2 年 未 満	36,100	21,000
2 年 以 上 3 年 未 満	36,100	21,000
3 年 以 上 4 年 未 満	36,100	21,000
4 年 以 上 5 年 未 満	36,100	21,000
5 年 以 上 6 年 未 満	36,100	21,000
6 年 以 上 7 年 未 満	34,900	18,900
7 年 以 上 8 年 未 満	33,600	16,800
8 年 以 上 9 年 未 満	32,300	14,700
9 年 以 上 10 年 未 満	31,100	12,600
10 年 以 上 11 年 未 満	29,800	10,500
11 年 以 上 12 年 未 満	28,600	8,400
12 年 以 上 13 年 未 満	27,300	6,300
13 年 以 上 14 年 未 満	26,000	4,200
14 年 以 上 15 年 未 満	25,100	2,100
15 年 以 上 16 年 未 満	24,100	
16 年 以 上 17 年 未 満	23,100	

17 年以上 18 年未満	22,100
18 年以上 19 年未満	21,100
19 年以上 20 年未満	20,200
20 年以上 21 年未満	19,200
21 年以上 22 年未満	18,800
22 年以上 23 年未満	18,300
23 年以上 24 年未満	17,600
24 年以上 25 年未満	17,200
25 年以上 26 年未満	16,800
26 年以上 27 年未満	16,400
27 年以上 28 年未満	16,000
28 年以上 29 年未満	15,400
29 年以上 30 年未満	15,200
30 年以上 31 年未満	14,900
31 年以上 32 年未満	14,500
32 年以上 33 年未満	13,900
33 年以上 34 年未満	13,200
34 年以上 35 年未満	12,700
備考	
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条各号の職員となつた日以後の期間を示す。	
2 この表において「2 項職員」とは、第 2 条第 2 項の職を占める職員を、「3 項職員」とは、同条第 3 項の職を占める職員をいう。	

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。